

トピックス

- 金誠同達、11 の業務分野および 17 名の弁護士が「Chambers Global Guide 2026」に選出
- 金誠同達、2026 年 ALB China コンプライアンス業務ランキングに選出

法令速報

- 国家市場監督管理総局、「企業名称申告ガイドライン(2025 年版)」を公布
- 税関総署が「税関登録・届出企業信用管理弁法」を改正
- 工業情報化部が「道路機動車両生産企業参入審査要件」などを改正
- 國務院、改正後の「薬品管理法実施条例」を公布

弁護士コラム

- 日本の企業や大学に初めて発動された中国の輸出管制規制リストと注視リストの概要について

金誠同達、11 の業務分野および 17 名の弁護士が「Chambers Global Guide 2026」に選出

2026 年 2 月 12 日、国際的な権威ある法律評価機関である Chambers and Partners (チェンバース・アンド・パートナーズ) は、「Chambers Global Guide 2026 (グローバル法律ガイド 2026)」のランキングを発表しました。

先日 Chambers Greater China Region Guide (大中華区ガイド) に掲載されたのに続き、金誠同達は卓越した専門能力と高い顧客評価により、再びグローバルガイドでの推薦を獲得しました。今回、当事務所からは 11 の業務分野 (詳細は下記のとおり) および延べ 17 名の弁護士がランキング入りを果たしました。また、金誠同達日本業務チームのシニアパートナーである張国棟弁護士も、データ保護・コンプライアンス分野における優れた実績により、本ガイドに選出されました。

【掲載業務分野】

- 国際貿易/WTO: 応訴側 (International Trade/WTO: Respondent)
- TMT (通信・メディア・テクノロジー): メディア・エンターテインメント (TMT: Media & Entertainment)
- 国際・クロスボーダー紛争解決 (International & Cross-Border Disputes)
- 国際貿易: 関税・輸出規制・経済制裁 (International Trade: Customs, Export Controls & Economic Sanctions)
- 資本市場: 証券化・デリバティブ (Capital Markets: Securitisation & Derivatives)
- エネルギー・天然資源 (Energy & Natural Resources)

- 紛争解決(Dispute Resolution)
- 銀行・金融(Banking & Finance)
- 資本市場:国内発行(Capital Markets: Domestic Issuances)
- プライベート・エクイティ: バイアウト・ベンチャーキャピタル投資 (Private Equity: Buyouts & Venture Capital Investment)
- TMT(通信・メディア・テクノロジー): データ保護・プライバシー(TMT: Data Protection & Privacy)

金誠同達、2026 年 ALB China コンプライアンス業務ランキングに選出

2026 年 2 月 13 日、有名な法律専門メディアである「アジア・ロー・ビジネス(Asian Legal Business、以下 ALB)」は、「2026 ALB China Regulatory Compliance Rankings (2026 年 ALB 中国コンプライアンス業務ランキング)」を発表し、中国国内において卓越した実績を誇るコンプライアンス業務を行う法律事務所を選出しました。

金誠同達は、コンプライアンス分野における専門性の持続、業界の基準となるプロジェクト実績および高い顧客評価により、再度同ランキングに選出されました。これは、当事務所がコンプライアンス法務分野における安定した実力と業界からの信頼を如実に示しています。

レポートでは、コンプライアンス業務が単なるリスク管理の枠組みを超え、企業の核心的競争力へと進化しており、AI やデジタル技術がその新たな原動力となっていると総括されています。国際貿易摩擦の激化と企業の海外進出ニーズの増加に伴い、クロスボーダー・コンプライアンスの課題の重要性は日を追うごとに増しており、コンプライアンスはもはや企業のグローバル展開にとっての鍵となっています。そのような背景で、コンプライアンス業務は現在、法律事務所の主要業務の一つとなりつつあります。

金誠同達のコンプライアンスチームは、長年にわたり各業界のコンプライアンス動向を注視し、政策に対して深い理解と研究を蓄積してきました。企業コンプライアンス体制の構築や特定分野のコンプライアンス対応など、多岐にわたる分野で豊富な実践経験を有しており、多くの大手企業におけるコンプライアンス体制の構築に携わり、社会的影響の大きいコンプライアンス案件を数多く処理してまいりましたため、クライアントに対し、事前予防から事後対応までを網羅した全方位かつフルプロセスにわたるコンプライアンスサービスを提供することが可能です。

国家市場監督管理総局、「企業名称申告ガイドライン(2025 年版)」を公布

2026 年 1 月 4 日、中国国家市場監督管理総局は「企業名称申告ガイドライン(2025 年版)」(以下「ガイドライン」という)を発表した。

ガイドラインでは、企業名称(商号)の申告手続きおよび企業名称の構成に関する一般規則のさらなる明確化、商号が同一または類似している場合の照合基準に関する詳細な説明がなされた。具体的には、企業名称に使用する文字(規範漢字、すなわち中国政府所定の標準漢字の使用)、構成要素(行政区画名、屋号、業種または経営の特徴、組織形態)およびその配列順序に関する指針が示され、行政区画名、屋号、業種または経営の特徴、組織形態についてそれぞれ具体的な細則が提起された。さらに、企業の分支機構(日本の支店に相当する分公司など)名称、企業グループの名称、および外商投資企業の名称の構成および使用規則についても、明確な指針が示された。

(出典: https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/djzcj/art/2026/art_b4e9437ef7fe410fb95ac407b85a8675.html)

税関総署が「税関登録・届出企業信用管理弁法」を改正

2026年1月13日、中国税関総署は新しく改正された「中華人民共和国税関登録・届出企業信用管理弁法」(以下「弁法」という。)を発表し、2026年4月1日より施行とした。

改正後の「弁法」では、主に以下の5点の変更がなされた。

1、企業信用等級の調整。従来の3段階評価から、高級認証企業、認証企業、通常企業、信用失墜企業、重大信用失墜企業の5段階評価へと改め、また、高級認証企業および認証企業がいずれも中国 AEO 企業に該当することが明らかにされた。

2、信用失墜情報の修復メカニズムを構築し、企業が信用を重視し、自主的にコンプライアンスを履践するよう奨励する。

3、リニエンシー制度の確立。企業経営の実態を踏まえ、AEO 企業および信用失墜企業に対していずれもミスを許す機械を与え、企業の安定した経営を支援する。

4、AEO 企業の再審査手続きを最適化し、基準を低下させることなく、手続きの簡素化と効率化を図る。

5、信用管理の適用範囲および管理措置のさらなる最適化。

(出典：http://cws.customs.gov.cn/customs/2026-01/15/article_2026011508415067166.html)

工業情報化部が「道路機動車両生産企業参入審査要件」などを改正

2026年1月21日、中国工業情報化部は、改正後の「道路機動車両生産企業参入審査要件」(以下「企業審査要件」という。)および「道路機動車製品参入審査要件」(以下「製品審査要件」という。)を発表し、2027年1月1日より施行とした。

「企業審査要件」の主な改正内容は次の通りである。企業のインテリジェント化・コネクテッド化能力に関する要件の強化、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、ソフトウェアアップデートなどの一般要件並びに乗用車などの生産企業に係る複合運転支援や自動運転などの能力の要件の明確化、企業グループのメンバー企業の能力に関する要件の追加、生産設備および研究開発能力に関する一部要件の最適化と変更。

「製品審査要件」の主な改正内容は次の通りである。自動車・トレーラー類製品に適用される基準および製品技術の仕様リストの更新と変更、車両製品の信頼性試験要件の明確化、製品寸法誤差や主要部品などに関する安全性要件の厳格化、サイバーセキュリティ、データセキュリティ、ソフトウェアアップデートなどの管理要件の強化、新技術、新材料、新工法を採用した製品に対する応用評価の強化、安全性・信頼性の試験要件および運行モニタリング要件の提起。

(出典：https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/gg/art/2026/art_38716cc92c6047169da8a3ec84fa940a.html)

国務院、改正後の「薬品管理法实施条例」を公布

2026年1月27日、中国国務院は改正後の「中華人民共和国薬品管理法实施条例」(以下「条例」という。)を公布し、2026年5月15日より施行とした。「条例」の主な改正内容は以下の通りである。

1、薬品の研究開発と登録制度の整備。臨床的価値指向の薬品の研究開発とイノベーションを支援し、新薬の研究・創製を奨励するとともに、新薬の臨床普及および使用を支持する。薬品上市登録の迅速化手続きを導入し、薬品の再登録手続きを明確化し、処方箋医薬品と一般用医薬品の転換メカニズムを定める。条件を満たす小児用薬品および希少疾病治療用薬品に対して市場独占期間を付与し、新規化学成分を含む薬品等に対してデータ保護を実施する。また、薬品上市許可保有者(MAH)の責任が細分化された。

2、薬品生産管理の強化。薬品の委託生産管理を厳格化し、委託生産時における薬品上市許可保有者の責任を強化する。また、薬品の分段生産(工程別委託生産)が可能な情形を明確に規定する。

3、薬品の経営と使用の規範化。薬品のオンライン販売管理制度を整備し、薬品オンライン取引における第三者プラットフォーム提供者の責任を強化する。

4、薬品安全監督の厳格化。薬品安全性に関する監督検査措置を明確化し、薬品品質の抜取検査プロセスを細分化し、当事者が検査結果に異議がある場合に再検査申請権を付与する。さらに、違法行為に対して厳しい罰則を設定した。

(出典:https://www.gov.cn/zhengce/content/202601/content_7056255.htm)

日本の企業や大学に初めて発動された

中国の輸出管制規制リストと注視リストの概要について

弁護士 姜雨潤

2026年2月24日、中国の春節休み明けの初日に、中国商務部は2026年第11号公告(以下「11号公告」という。)¹を発出し、日本の一部重工企業等を含む20の組織(18企業、1大学、1行政独立法人)を中国輸出管制²の規制リスト(別訳:輸出管理コントロールリスト、輸出規制管理リストなど)に掲載し、また、同日に2026年第12号公告(以下「12号公告」という。)³を発出し、日本の一部自動車企業等を含む大手20の組織(19企業、1大学)を中国の注視リスト(別訳:懸念リスト、監視リスト)に掲載することを決定した。

11号公告、12号公告は、中国政府が日本の組織を対象にこれらのリストを運用し、輸出規制をかけた初の事例である。本稿では、中国輸出管制の規制リスト及び注視リスト(以下これらをあわせて「両リスト」という。)の発動条件、輸出規制措置、リストからの除外、これまでの運用状況などの概要を簡単に整理する。

一、両リストの発動条件

中国「輸出管制法」⁴(別訳:輸出管理法。以下「法」という。)第18条及び「デュアル・ユース品目輸出管制条例」⁵(以下「条例」という。)第28条に従い、次の事由のいずれか一つに該当する輸入事業者、エンドユーザーは、商務部によって規制リストに追加される場合がある。

- (1) エンドユーザー又はエンドユースの管理要件に違反した者。
- (2) 中国の国家安全又は利益に危害を及ぼしうる者。
- (3) 輸出規制対象品目をテロリズム目的に使用した者。
- (4) デュアル・ユース品目を大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は利用に使用した者。
- (5) 中国の関係省庁から関係する取引や提携の禁止又は制限などの措置を受けた者。

¹ 中国商務部:https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_a73f2b59e13d4454b0f58618917f3944.html

² 中国法における主な輸出規制/輸出管理措置は、対象となる品目によって、①「対外貿易法」などに基づく、特定の一般品又は全ての品目を対象とする輸出制限、輸出禁止措置に加え、②「輸出管制法」などに基づく、軍事転用が可能なデュアル・ユース品目や軍用品など国家安全保障に係る品目を対象とする輸出管理措置に分けることができる。両者を区別するため、また、「管制」という中文原文表記を尊重する観点から、本稿では②及び②に関係する固有名詞などを「輸出管理」ではなく、「輸出管制」と和訳している。

³ 中国商務部:https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_d37432417c264da3b957c452e335df24.html

⁴ 中国全国人民代表大会:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202010/t20201017_308277.html

⁵ 中国国务院:https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6981399.htm

注視リストの発動条件について、条例第 26 条第 1 項によると、商務部はデュアル・ユース品目のエンドユーザーとエンドユースについて調査する権限を有する。輸入事業者、エンドユーザーが所定の期限内に商務部の調査に協力せず、関係する証明資料を提供しなかったことにより、エンドユーザーとエンドユースの確認ができない場合、商務部は該当する輸入事業者、エンドユーザーを注視リストに追加する場合がある。

以下では、両リストに掲載された輸入事業者、エンドユーザーを「**対象エンティティ**」という。

二、適用される輸出規制措置

対象エンティティが受ける輸出規制措置について、関係法令上可能とされるもの、及び 11 号、12 号公告において実際に発動された措置は、下表のとおりである。

項目	法令上可能とされる輸出規制措置	11 号/12 号公告において実際に発動された措置
輸出管制規制リスト	輸出規制対象品目の取引に対する禁止又は制限。(法第 18 条第 2 項、条例第 29 条第(1)、(2)号)	【直接輸出の禁止】 輸出事業者から対象エンティティへのデュアル・ユース品目の輸出の禁止。
	関係する輸出規制対象品目の輸出中止命令。(法第 18 条第 2 項、条例第 29 条第(3)号)	実施中の関係活動の即刻停止。
	その他必要な措置。(条例第 29 条第(4)号)	【海外再輸出の禁止】 中国国外の組織と個人から対象エンティティへの中国原産のデュアル・ユース品目の移転又は提供の禁止。
注視リスト	デュアル・ユース品目の輸出許可申請における個別申請方式の強制化。(他の方式である包括許可方式、登記・情報記入方式の適用が不可)(条例第 26 条第 2 項)	(同左欄)
	輸出申請における追加資料(対象エンティティのリスク評価報告書、輸出管制関係法令と関係要件を遵守する旨の誓約書)の提出。(条例第 26 条第 2 項)	誓約書の要件(デュアル・ユース品目を日本の軍事実力向上に資する用途に使用しないことを保証する誓約書)の以外、他は同左欄。
	輸出申請に対する審査期間の上限(45 日間)の撤廃。(条例第 26 条第 2 項)	(同左欄)
		輸出審査におけるエンドユース、エンドユーザーのより厳しい審査
		日本の軍事ユーザー、軍事用途、その他日本の軍事力向上に資するあらゆるエンドユーザー、エンドユースに係る輸出申請の不許可 ⁶

⁶ 本項は、第 11 号、第 12 号公告によって新規発動された輸出規制措置ではなく、中国商務部が 2026 年 1 月 6 日に公表した 2026 年第 1 号の公告(URL 後添)によってすでに発動されたものである。

中国商務部: https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html

三、両リストからの除外申請及びその要件

法的に、一定の条件を満たした場合、対象エンティティは両リストからの除外を中国商務部に申請することが可能とされる。

そのうち、条例第 30 条によると、対象エンティティが輸出管制規制リストからの除去を申請するためには、次の条件をいずれも満たす必要がある。

- 中国商務部の調査に協力すること。
- 関係する事実をありのまま陳述すること。
- 違法行為を停止すること。
- 積極的に措置を講じ、有害な結果を除去すること。
- 要求に従って誓約を行うこと。
- 条例第 28 条所定の事由に該当しなくなったこと。

また、条例第 26 条第 3 項によれば、注視リストからの除去を申請するためには、中国商務部の調査に協力し、かつ、調査の結果、エンドユースの無断変更、第三者への無断譲渡などの事由がないと認められる必要がある。

四、両リストのこれまでの運用状況

前述のとおり、11号公告、12号公告は、中国政府が初めて日本の組織を対象に両リストを運用する事例である。また、12号公告は、注視リストという制度の初運用である。ただ、下表のとおり、これまで中国は米国と台湾の 80 以上の組織に対して発動した先例があるため、11号公告は輸出管制規制リスト自体の初運用ではない。

日付	商務部公告	対象エンティティの状況	
		輸出管制規制リスト	注視リスト
2025/1/2	2025 年第 1 号	28 の米国組織(企業 28)	
2025/3/4	2025 年第 13 号	15 の米国組織(企業 15)	
2025/4/4	2025 年第 21 号	16 の米国組織 (企業 15、非営利組織 1)	
2025/4/9	2025 年第 22 号	12 の米国組織(企業 12)	
2025/7/9	2025 年第 35 号	8 の台湾組織 (企業 7、行政法人 1)	
2025/9/25	2025 年第 51 号	3 の米国組織(企業 3)	
2026/2/24	2026 年第 11 号 2026 年第 12 号	20 の日本組織 (企業 18、大学 1、行政独立法人 1)	20 の日本組織 (19 企業、1 大学)
	合計	米国(74):企業 73+非営利組織 1 台湾(8):企業 7+行政法人 1 日本(20):企業 18+大学 1+行政独立法人 1 計:102 組織	日本(20):企業 19+大学 1 計:20 組織

現時点、公開された情報において、両リストからの除去申請に成功した先例は特に確認されていない。た

だ、米中貿易協議の進捗を受け、これまで中国商務部は米国の一部対象エンティティリストに関して、両リストに係る輸出規制措置の実施の一時停止又は中止を発表した事例⁷は存在する。

五、まとめ及びアドバイス

以上のように、両リストのうち、輸出管制規制リストに掲載された対象エンティティは、中国からデュアル・ユース品目を輸入することができなくなるため、同リストは米国の輸出規制措置における「エンティティ・リスト」(Entity List, EL)に相当すると言える。他方、注視リストに掲載された対象エンティティは、デュアル・ユース品目の輸入が完全に禁止されているわけではないが、エンドユースやエンドユーザーの実態の確認ができず、より厳しい審査を受けるため、米国の「未検証リスト」(Unverified List, UVL)に相当すると考えられる。

発動の条件、適用される輸出規制措置やリストからの除外条件などで一定の差があるとはいえ、両リストは、中国からデュアル・ユース品目を輸入する際に不利益を被るという点において共通する。特に、前述のとおり、現時点、両リストからの除去に成功した先例が確認されておらず、他方、中国の輸出規制措置の適用の一時停止又は中止の先例があるものの、これはハイレベルな政府間交渉の成果の一環であるため、なかなかハードルが高いと言わざるを得ない。

11号公告、12号公告は日本の企業や大学に対する初運用であり、また、これらの公告は施行からまだ日が浅いため、日系企業においては、両リストが今後どのように運用していくか(特に、注視リストの対象エンティティに対する輸出が許可されるかどうか、具体的にどのような基準で審査されるか、など)、対象エンティティが米国の例のように今後さらに増えるか、リストからの除去の可否及び政府間交渉の有無、日中関係が両リストの運用に対してどのような影響を与えるか、及び自社の貿易コンプライアンス対応及びサプライチェーンへの影響の有無などを含め、今後の動向を注意深くウォッチし、最善の対策を検討することを強く推奨する。

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>

⁷ 中国商務部:

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_09a94ead2b57413eb851369fc15ba900.html
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_2d1e85ffaebf4ed9913f35f2afb5c436.html
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyर्थ/art/2025/art_7e09fc75390f4a078466b56ac9d6503a.html